

平成 16 年 4 月 2 日
総 務 省

「検査検定制度に関する政策評価」

< ポ イ ン ト >

(政策の統一性を確保するための評価)

< 評価結果及び意見の通知 >

通知予定日：平成 16 年 4 月 2 日

通知先 : 7 省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

1 評価の対象等

評価の対象

検査検定制度 全126制度

検査検定制度とは、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認又は証明する制度(6~7ページ参照)

- 126 制度の内訳
- 総務省: 14制度
 - 文部科学省: 8
 - 厚生労働省: 14
 - 農林水産省: 13
 - 経済産業省: 32
 - 国土交通省: 55
 - 環境省: 4
- (複数省の共管となっているものがあるため合計は140になる。)



政府全体としての改革の方向性を踏まえ

評価の観点

企業活動や消費活動に与える影響、特に **コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか**との観点から、統一的に評価

政府全体としての改革の方向性

検査検定制度は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与える

それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要

このため、個々の制度について、行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する

「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)

2 把握の内容、方法

内容	全制度について過去5年間(平成9~13年度)における 制度改変の状況、コスト、選択範囲等の影響を把握
方法	直接的影響 <ul style="list-style-type: none">受検者、検査検定実施主体に対する実地調査(受検者:約3,000、実施主体:約1,500)検査検定の受検・実施に要する直接的コスト(受検手数料、受検対応コスト等)を把握、可能な限り定量化(金額換算)
	間接的影響(ケーススタディ) <ul style="list-style-type: none">直接的影響に係るデータを用いて国民、他の産業等に及ぼす影響を試算

3 把握及び分析の結果

(1) 制度改変状況とコスト、選択範囲等の影響

検査検定全 126 制度について、平成 9 年度から 13 年度までにおける制度改変の実施状況及びコスト、選択範囲等の影響の実態を把握したところ、制度改変が行われた 84 制度のうち、49 制度について、コストの減少、選択範囲の拡大等変化がみられた。

制度改変あり	84 制度	}	コストの減少、選択範囲の拡大(プラスの変化)	49制度
			コストの増加(マイナスの変化)	1
			プラス・マイナスの両方の変化あり	9
			変化みられず	10
			変化を把握できず	15
制度改変なし	56 制度			

(注) 検査検定制度の数は 126 であるが、複数省の共管となっているものがあるため、総数は 140 となる。

(2) コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を小さくする制度改変の類型及びその影響の発現パターン

どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の変化の発現には、次のページのとおりパターンがあることが判明した。

(3) コスト分析の有効性

(1)、(2)は、コスト分析を通じ、
 どういう事項で、どれくらいのコストがかかっているのか、
 それは制度改変により変化したのか、しなかったのか、
 変化したとすればどの程度か
を把握したことによるもの

(4) 間接的影響の把握・分析

今回の実地調査結果により把握された直接的影響に係るデータを基に、国民や他産業に与える間接的影響について、ケース・スタディを実施

手法： 消費者余剰分析
 応用一般均衡分析
 産業連関分析

[4 ページ参照]

制度改変の類型及びその影響の発現パターン

検査検定制度の 主要構成要素	制度改変の類型	制度改変による変化				備 考
		件 数	手数料 (1件当り)	検査対 応コスト (1件当り)	選 択 範 囲 等	
1 検査検定 対象範囲	対 象 範 囲 の 縮 小	減				
2 検査検定 実施主体	自 己 確 認 ・ 自 主 保 安 へ の 移 行		減	減		・ 制度改変前から制度上又は実態上自主検査に相当する対応が採られていて、更に行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検が義務付けられていた場合は、制度改変後は行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検部分が不要となることにより、受検者側のコストが低減することとなる。
	行 政 機 関 か ら 民 間 検 査 機 関 へ の 移 行		増減 あり		拡大	・ 複数の主体から受検先を選択可能 ・ 日程調整の弾力化 ・ 処理期間の短縮
	代 行 機 関 の 見 直 し		減		拡大	・ 複数の主体から受検先を選択可能 ・ 手数料については、実施主体が民間検査機関1機関のみの場合は変化がないが、複数機関が参入した結果、減額される場合や増額されるが処理日数が短縮する場合がある。
3 検査検定 基 準	性 能 規 定 化				拡大	・ 複数の主体から受検先を選択可能 ・ 手数料設定の自由化が図られた結果、割引制度が導入されている。
	国 際 的 整 合 化 (外 国 デ ー タ の 活 用)		減	減		・ 新技術・新素材を使用できるようになった
4 検査検定 方 法	検 査 検 定 の 有 効 期 間 ・ 周 期 の 廃 止 ・ 延 長	減				・ 外国の検査機関における受検実績があるものについて、当該データの活用により検査を簡素化
	民 間 デ ー タ の 活 用		減	減		・ 1件当たりの負担は変わらないが受検頻度が少なくてすむ。
	運 転 時 検 査 の 導 入			減		
5 そ の 他	手 続 の 電 子 化				・ 負担減	

(注) 上記の制度改変には、優良事業者を認定することにより当該事業者に自主検査や検査検定方法の簡素化等を認めるインセンティブ制度を導入しているものを含む。

【直接的影響及び間接的影響の定量的把握・分析】

今回の実地調査結果により「受検コスト削減総額(年間)」を把握

これを基に、国民や他産業に与える間接的影響について、5分野8制度を対象にケース・スタディを実施(民間シンクタンクを活用)

検査検定制度 (検査対象)	制度改変の概要	受検コスト削減 総額(年間)	間接的影響の分析結果(試算)		
			消費者余剰分析 (消費者余剰増加額)	応用一般均衡分析 (市場経済的便益)	産業連関分析 (生産誘発額)
技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証 (携帯電話)	民間データの活用	5,563万円	5,565万円	1億760万円	1億8,348万円
自動車検査	有効期間・検査周期の 延長(車齢11年以上の自 家用乗用自動車)	57億5,300万円	57億5,300万円	116億8,200万円	189億6,800万円
特定機械等の検査 (石油化学工業におけるボイラー等)	運転時検査の導入 (認定事業者のみ)	130億8,600万円	検査対象が中間材であ るため、消費者余剰分 析になじまず、未実施	264億300万円	431億4,600万円
ガス工作物の使用前検査	政府認証(国)から第三 者認証又は自主検査へ 移行	1億4,100万円	1億4,103万円	2億円	4億6,500万円
特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査 (ガストーブ・瞬間湯沸器)	政府認証(代行機関) から第三者認証又は自主 検査へ移行	2億13万円	2億33万円	3億3,540万円	6億6,040万円

〔備考〕各分析手法の特徴

消費者余剰分析：直接影響を受ける市場での効果を容易に分析できるが、分析に用いる需要曲線の推計に当たっては、使用するデータの期間・範囲等により、精度が左右されることになる。

産業連関分析：産業連関表を用いて他産業への波及効果を詳細かつ比較的容易に分析できるが、労働や資本等の生産要素の供給制約を考慮せずに、各産業の需要増加が直接生産増加につながるという前提で推計を行うため、効果が大きく計測されるおそれがある。

応用一般均衡分析：競争的な市場モデルを用いることにより、消費者余剰分析、産業連関分析における課題を避けつつ、すべての市場への効果を分析できるが、モデルの構築の際の前提条件やモデルの構造にバリエーションがあり得るため、それによって計測値が変わり得る。

4 評価の結果及び意見

「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)等累次の閣議決定において、各省は、検査検定制度を
含む規制制度について、規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされている
が、各省のいずれにおいても検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握は行われていなかった。

総務省は、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、検査検定制度が企業活動や消費活動に与える影響、特にコス
トの上昇、選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかという統一した観点から、検査検定全126制度を
対象に初めてコスト分析の手法等を用いて横断的な評価を行った。

この結果、検査検定制度の受検及び実施に係る直接的な経費がどういう事項でどれくらいかかっているか、それがど
のような制度改変があった場合にどのように変化するかといった影響の実態が把握・整理され、これにより、コストの上
昇、選択範囲の限定等の影響を小さくする上で、どのような制度改変が有効であるか、また、それらの制度改変が、コ
スト、選択範囲等のどの部分に変化を与えるかというパターンが明らかになった。

さらに、影響を把握する手法として今回用いたコスト分析の手法が、影響の帰着先や度合いを明らかにする上で有
効であることも認められた。



意見

関係各省は、今回の総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用
して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的とし
ている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等
の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進する必要がある。

資料

検査検定制度一覧

(平成14年8月1日現在)

所管省名	検査検定制度名	所管省名	検査検定制度名
総務省 (14制度)	1 無線局の検査(電波法)	農林水産省 (13制度)	1 農産物の検査(農産物検査法)
	2 無線設備機器の検定(同上)		2 漁船の工事完成後の認定(漁船法)
	3 技術基準適合証明(同上)		3 漁船登録票の検認(同上)
	4 搬送式インターホン、一般搬送式伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄器、超音波加工機又は超音波ウェルダーの型式の指定(同上)		4 種畜検査(家畜改良増殖法)
	5 無線設備等の点検に使用する測定器等の検査(測定器等の較正に関する規則)		5 飼料等の検定(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)
	6 電気通信設備の技術基準適合確認(電気通信事業法)		6 指定検疫物等の検査(家畜伝染病予防法)
	7 端末機器技術基準適合認定(同上)		7 医薬品の検定(薬事法)*
	8 端末機器の設計についての認証(同上)		8 肥料の銘柄の登録(肥料取締法)
	9 端末設備基準適合認定(郵便振替規則第50条の6第1項の基準等)		9 農機具の検査(農業機械化促進法)
	10 製造所等の検査(消防法)		10 輸出入植物等の検査(植物防疫法)
	11 検定対象機械器具等の検定(同上)		11 種苗の検査(同上)
	12 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法)*		12 農薬の登録(農薬取締法)
	13 事業所の新設又は変更の確認(石油コンビナート等災害防止法)*		13 輸入する指定動物の感染症の検査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
	14 特定防災施設等の設置の検査(同上)		
文部科学省 (8制度)	1 原子炉施設の検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)*	経済産業省 (32制度)	1 特定計量器の検定(計量法)
	2 核燃料物質の使用施設等の検査(同上)		2 基準器検査(同上)
	3 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(同上)*		3 計量証明検査(同上)
	4 核燃料物質等の運搬に関する確認(同上)*		4 航空機の製造、修理の確認(航空機製造事業法)
	5 放射性同位元素の使用施設等の検査(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)		5 航空機用機器の製造証明(同上)
	6 放射性同位元素装備機器の機構確認(同上)		6 特別特定製品の適合性検査(消費生活用製品安全法)
	7 放射性同位元素等に係る運搬物確認(同上)*		7 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法)*
	8 教科書の検定(学校教育法)		8 導管の使用前検査(熱供給事業法)
厚生労働省 (14制度)	1 病院等の構造設備の検査(医療法)		9 電気工作物の検査(電気事業法)
	2 理容所の使用前の確認(理容師法)		10 燃料体の検査(同上)
	3 美容所の使用前の確認(美容師法)		11 特定電気用品の適合性検査(電気用品安全法)
	4 クリーニング所の使用前の確認(クリーニング業法)		12 ガス工作物の使用前検査(ガス事業法)
	5 製品検査(食品衛生法)		13 特定ガス用品の適合性検査(同上)
	6 獣畜のとさつ又は解体検査(と畜場法)		14 高圧ガス製造施設等の検査(高圧ガス保安法)
	7 専用水道布設工事の設計の確認(水道法)		15 輸入高圧ガスの検査(同上)
	8 簡易専用水道の管理についての検査(同上)		16 容器検査(同上)*
	9 医薬品、医療用具の検定(薬事法)*		17 附属品検査(同上)*
	10 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)*		18 液化石油ガス貯蔵施設等の検査(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)
	11 食鳥検査(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)		19 液化石油ガス充てん設備の検査(同上)
	12 特定機械等の検査(労働安全衛生法)		20 特定液化石油ガス器具等の適合性検査(同上)
	13 小型ボイラー等の個別検定(同上)		21 火薬類の製造施設等の検査(火薬類取締法)
	14 プレス機械等の型式検定(同上)		22 機械器具等についての性能検査(鉱山保安法)
	23 坑内用品の検定(鉱山坑内用品検定制)		
	24 事業所の新設又は変更の確認(石油コンビナート等災害防止法)*		

所管省名	検査検定制度名	所管省名	検査検定制度名	
経済産業省 (続)	25 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)*	国土交通省 (続)	27 軌道の運輸開始に係る検査(軌道法施行令)	
	26 加工施設の検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)		28 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)*	
	27 再処理施設の検査(同上)		29 核燃料物質運搬の安全確認(同上)*	
	28 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認(同上)		30 放射性同位元素等の運搬の安全確認(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)*	
	29 特定廃棄物管理施設の検査(同上)		31 自動車検査(道路運送車両法)	
	30 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(同上)*		32 検査対象外軽自動車等の型式認定(同上)	
	31 核燃料物質等の運搬に関する確認(同上)*		33 原動機付自転車用原動機の型式認定(同上)	
32 原子炉施設の検査(同上)*	34 自動車ターミナルの検査(自動車ターミナル法)			
国土交通省 (55 制度)	1 自動車道の検査(道路運送法)		35 許可工作物の完成検査(河川法)	
	2 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法)*		36 工事の完了検査(宅地造成等規制法)	
	3 船舶の総トン数測度(船舶法)		37 開発行為に関する工事の完了検査)	
	4 小型船舶の総トン数測度(小型船舶の登録等に関する法律)		38 耐火構造の認定(建築基準法)	
	5 小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の測度に関する政令)		39 準耐火構造の認定(同上)	
	6 船舶の国際総トン数測度(船舶のトン数の測度に関する法律)		40 防火構造の認定(同上)	
	7 船舶検査(船舶安全法)		41 不燃材料の認定(同上)	
	8 危険物の積付検査(危険物船舶運送及び貯蔵規則)		42 耐火建築物に設ける防火戸等の認定(同上)	
	9 危険物のコンテナへの収納検査(同上)		43 準耐火建築物に設ける防火戸等の認定(同上)	
	10 液状化物質の積付け検査(特殊貨物船舶運送規則)		44 屋根の構造の認定(同上)	
	11 海洋汚染防止設備等の検査(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律)		45 外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定(同上)	
	12 焼却設備の検査(同上)		46 大規模木造建築物等の屋根の構造の認定(同上)	
	13 ふん尿処理装置等の検定(同上)		47 長屋等の各戸の界壁・構造の認定(同上)	
	14 気象測器の検定(気象業務法)		48 し尿浄化槽の構造の認定(同上)	
	15 航空機の耐空証明(航空法)		49 基礎等に使用する建築材料の適合認定(同上)	
	16 航空機装備品の予備品証明(同上)		50 建築物の確認・検査(同上)	
	17 飛行場又は航空保安施設の検査(航空法)		51 建築設備の確認・検査(同上)	
	18 運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)(同上)		52 型式適合認定(同上)	
	19 運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)(同上)		53 煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査(同上)	
	20 特定救急用具の検査(同上)		54 製造施設等の工作物の確認・検査(同上)	
	21 模擬飛行装置等の認定(同上)		55 工場生産浄化槽の型式の認定(浄化槽法)	
	22 容器検査(高圧ガス保安法)*		環 境 省 (4 制度)	1 浄化槽の検査(浄化槽法)
	23 附属品検査(同上)*			2 一般廃棄物処理施設の検査(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
	24 鉄道施設の検査(鉄道事業法)			3 産業廃棄物処理施設の検査(同上)
	25 鉄道車両の確認(同上)	4 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)*		
	26 索道施設の検査(同上)			

(注) 1 「許認可等の統一的把握の結果について」総務庁行政監察局(平成12年3月10日)による。

2 制度名の後の()書きは、根拠法令等の名称である。

3 *を付した検査検定制度は、複数府省の共管に係るものである。